

8. 障害福祉サービス事業所桜が丘晴山苑

I 運営方針

II 運営計画

1. 利用計画
2. 職員配置
3. 基盤整備
4. 地域との協力体制
5. 事業所整備
6. 年間行事計画
7. 年間研修計画
8. コンプライアンスプログラムの策定

III 事業所別計画

指定生活介護事業

指定就労継続支援B型事業

指定特定相談支援事業

日中一時支援事業

平成31年度 社会福祉法人晴山会 桜が丘晴山苑

指定障害福祉サービス事業計画

I 運 営 方 針

当苑は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく指定障害福祉サービス事業所として、障害のある人が地域で普通に暮らせるための支援と、普通に暮らせる地域づくりを推進することを目的とする。

業務の基礎となる「利用者主体の支援」を定着するため、職員の力量の向上と支援の質の向上により、障害者総合支援法の目指す共生社会の実現に向けた取り組みを推進する。

各事業の目標として、生活介護事業は「情報発信と利用者ニーズを基にした質の高いサービス提供」を、就労継続支援 B 型事業では「利用者ニーズを基にした B 型事業所の在り方の検証」とし業務を遂行していく。支援の質の向上を目指すためには、利用者ニーズに添った支援の提供が必要であり、狭義には支援プログラムや生産活動の改変、広義には利用計画の見直しが必要と考える。特に、就労継続支援 B 型事業の持つ本来の役割が、どこにあるのかを当苑の特色を踏まえながら検証していく。

さらに、施設の老朽化は運営管理上の大きな課題であり、千葉県、千葉市との協議を踏まえ、また近隣の特別支援学校や社会福祉協議会等のニーズの収集を継続して行い施設整備計画へ向けた検討を進める。

II 運 営 計 画

1 利用計画（定員）

- | | |
|--------------------|-----|
| (1) 指定生活介護事業 | 24名 |
| (2) 指定就労継続支援 B 型事業 | 16名 |
| (3) 指定特定相談支援事業 | |
| (4) 日中一時支援事業 | 5名 |

2 職員配置

施設管理者 1名

サービス管理責任者 2名（生活支援員又は職業指導員と兼務）

(1) 指定生活介護事業 8名

（生活支援員 5・機能訓練指導員 1・医師 1・看護師 1）

(2) 指定就労継続支援事業 B 型 6名

（生活支援員 1・職業指導員 4・目標工賃達成指導員 1）

- (3) 指定特定相談支援事業 3名（専任1・兼務2）
(相談支援専門員3)
- (4) 日中一時支援事業 7名（生活介護事業と兼務）
(生活支援員5・機能訓練指導員1・看護師1)

3 基盤整備

(1) 職員の力量の向上と支援の質の向上

利用者からのニーズの意識的な確認作業を通じ、支援プログラムの検討を行いながら、支援内容の再確認と質の向上を図る。就労継続支援B型事業の持つ本来の役割と提供する作業内容等の効率化を確認しながら、事業の在り方と次年度以降の方向性を検証する1年としていく。

複雑・多様化した利用者ニーズに対応するためには、関係支援機関との連携が不可欠であり、地域の横の繋がりをより強固なものとしていく。又、質の高い支援を継続的に提供するためには、基盤となる職員育成と新たな人材確保を継続し、今後の事業展開へ向け重度障害者の支援を担う職員の育成を目指す。

(2) 「やりがい」の持てる生産活動、利用者工賃の向上

各利用者が生産活動を通じて「仕事にやりがいが持てる」「自分の居場所がある」と感じられるよう支援の展開を図る。利用者意識の向上が利用者工賃の向上に繋がるよう、又、生産活動の内容や手順の効率化等の見直しも含め目標工賃達成指導員を中心に工賃向上計画に基づいた生産活動の活性化も継続する。

利用ニーズを的確に把握し支援に活かすためにも、職員個々の力量の向上は必須である。利用者の障害の多様化、高齢・重度化に対応するため、内部コミュニケーションの更なる向上と研修の充実、関係機関との連携を密に取りながら日中活動や生活支援体制の確立に努める。

(3) 特定相談支援事業の体制確立

地域および事業所契約者の相談支援の質が確保できるよう、継続的な支援の体制作りを進めていく。地域の相談支援事業所が連携し、相談支援体制が整備されるよう内部・外部での課題の共有を図る。

(4) 日中一時支援事業の実施

養護学校・特別支援学校の実習生受け入れを中心に、休日・長期休暇等の日中活動の利用希望に応える。当苑の就労移行支援を経て、一般就労した方々の地域生活支援（定着支援）の一助として実施する。

(5) 地域共生社会の実現の推進

障害児者と高齢者が地域で共に暮らす事が出来る社会の実現へ向け地域ニーズを集めながら、施設としての役割等を検討し、既存事業所の安定した運営による地域共生型施設への事業展開を含め地域共生社会の推進へ向け取り組む。

当苑利用契約者の高齢・重度化も含め、障害の特性やニーズが就労支援から生活支援中心へと移行しており、要となる相談支援の必要性は重要となり人員体制を含めた体制確立を進めていく。

4 地域との協力体制

千葉市が策定する第5期障害福祉計画等の施策を念頭に置きながら、障害のある人が普通に暮らせるための支援と、普通に暮らせる地域づくりを推進するための取り組みを実践していく。

「千葉市地域支えあい体制作り事業」を継続し、地域貢献・地域との協働を進めていく。高齢者見守りネットワーク・地域支えあい事業を通じて、地域における事業所の役割をより強固なものとしていく。

地元社会福祉協議会との協働の「福祉ふれあいバザー」が、地域福祉イベントとして定着するよう、年間行事計画として位置づけていく。

5 事業所整備

地域福祉の充実を目指し、地域拠点としての役割を担う事業運営を進めることを念頭に、「障害4施設」の協働により計画した施設整備計画を継続し進める。第一に既存事業の拡大と鎌取晴山苑との協働による新規事業として地域ニーズの実現と地域共生型施設を基本とした施設整備計画を下記に提示する。

(1) 第1期（平成30年～31年）

*調査、整備基本計画の検討

実態調査（地域ニーズ〔ご利用者、地域住民〕・障害サービスの現況）

法制度・法的規制の確認

現地調査

(2) 第2期（平成32年～33年）

*運営計画の検討

施設整備の方針決定

施設建設・運営計画策定

資金計画策定

(3) 第3期（平成32年～33年）

*計画実施、開設準備

6 年間行事計画

利用者の希望を重視し、地域生活と自立促進を念頭に置いた行事計画を立案する。

| | | |
|-----|------------------|-----------------|
| 4月 | 新入苑者歓迎会 | ご家族説明会 |
| | 機関紙発行 | 防災訓練 |
| 5月 | 健康相談・健康診断 | |
| | 小行事 1 | |
| 6月 | 就労系行事 | |
| | バーベキュー大会 | |
| 7月 | 健康相談 | |
| | 納涼祭 | |
| 8月 | ウルトラ運動会 | 機関紙発行 |
| 9月 | 健康相談 | 小行事 2 |
| | 防災訓練 | 利用者満足度調査 |
| 10月 | そば打ち交流会（地域協働） | |
| | 障害者雇用促進合同面接会 | |
| 11月 | 健康相談・インフルエンザ予防接種 | |
| | 日帰りバス旅行 | 福祉ふれあいバザー（地域協働） |
| 12月 | 健康診断 | 機関紙発行 |
| | もちつき会（地域協働） | 防災訓練（夜間想定） |
| 1月 | 健康相談 | 小行事 3 |
| 2月 | 食事会 | |
| 3月 | 小行事 4 | 防災訓練 |

7 年間研修計画

(1) 施設外研修

- 千葉県社会就労センター協議会研修
- 千葉県知的障害者福祉協会研修
- 千葉県苦情受付・解決責任者研修
- 千葉県権利擁護研修・身体拘束廃止に関する計画
- 全国知的障害者福祉関係職員研修
- 関東社会就労センター協議会研修
- 全国社会福祉経営者協議会研修
- 相談支援に関する研修
- その他

(2) 施設内研修

- 職員倫理に関する研修
- 権利擁護に関する研修、身体拘束廃止に関する研修
- 新人職員研修
- 苦情受付・解決に関する研修
- 発達障害・高次脳機能障害に関する研修

感染予防に関する研修
その他

8 コンプライアンスプログラムの策定

法人のコンプライアンス規程を基本に、職員意識の向上を目指した研修を進める。併せて苑内の組織編成と方針の作成、また教育プログラムや対応マニュアル等のコンプライアンスプログラムを作成する。

III 事 業 所 別 計 画

指定生活介護事業

1 目 的

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく生活介護事業所として、ご利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則第二条の四に規定する者に対して、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うこととする。

2 利用計画（定員）

24名

3 業 務

(1) 運営方針

地域において、安定した生活を営むため常時介護等が必要な者に対し、個別支援計画を作成し身体能力、日常生活能力の維持・向上を目指すために必要な支援を行う。また、生産活動の機会を提供する。

(2) 業務内容

- ア、食事や入浴、排せつの介助
- イ、軽作業等の生産活動の実施
- ウ、日常生活上の相談支援
- エ、社会活動の支援
- オ、各種レクリエーションプログラムの実施
- カ、機能回復訓練等の実施
- キ、健康管理、服薬管理等

指定就労継続支援 B型事業

1 目 的

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく就労継続支援 B型事業所として、ご利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則第六条の十第二号に規定する者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うこととする。

2 利用計画（定員）

16名

3 業 務

(1) 運営方針

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者に対し、個別支援計画を作成し事業所内において、就労の機会や生産活動の機会を提供し（雇用契約は結ばない）工賃の支払い目標水準を設定し、額のアップを図る。又これらを通じて、知識能力の高まった者について、就労への移行に向けて支援を行う。

(2) 業務内容

- ア、生産活動の実施、指導
- イ、施設外授産、施設外支援、職場実習の指導
- ウ、在宅利用の支援
- エ、職場規律の指導
- オ、日常生活上の相談支援
- カ、健康管理、服薬管理等

指定特定相談支援事業

1 目 的

サービス利用計画を作成すること及び当該サービス利用計画に基づく障害福祉サービスの提供が確保されるための指定障害福祉サービス事業者等その他の者との連絡調整その他の便宜を供与することを目的とする。

2 業 務

(1) 運営方針

ご利用者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう心身の状況や生活環境等を考慮し、ご利用者等の選択に基づき意思及び人格が尊重された障害福祉サービスの提供を確保します。そのサービスが特定の種類または事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に提供されるよう配慮した計画相談支援を行います。なお、ご利用者等に適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスが総合的かつ効率的に提供されるよう市区町村、障害福祉における関係機関との連携を図り地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めます。

(2) 業務内容

- ア、指定特定相談支援の利用の申込みに係る調整
- イ、生活全般に係る相談、サービス利用計画の作成

日中一時支援事業

1 目 的

障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護しているご家族の一時的な休息を目的とする。

2 利用計画（定員）

5名

3 業 務

(1) 運営方針

ご利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、食事の提供、生産活動、社会適応訓練、相談援助、レクリエーション等を提供することにより、ご利用者の心身の機能の維持、社会自立並びにご利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとします。

(2) 業務内容

- ア、日常生活訓練サービス
- イ、社会活動・就労支援サービス
- ウ、相談援助サービス
- エ、食事サービス